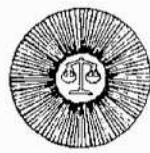


ひまわり

熊本県弁護士会会報
119号・120号合併号



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

H I M A W A R I





自然災害に対する県弁護士会の対応

弁護士 渡辺 絵美

令和2年7月豪雨災害で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。熊本県弁護士会では、令和2年7月6日（以下、年の記載のない月日は全て令和2年）に令和2年7月豪雨災害対策本部を立ち上げ、①弁護士会ニュース（くま弁ニュース）の作成配布、②無料電話相談、③無料面談・出張相談、④被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）、⑤災害ADR、⑥人吉新聞での情報発信などにより被災者支援を行っています。

①くま弁ニュースは7月7日に第1号、8月1日に第2号、9月1日に第3号を発行し、被災者が必要とする情報の提供に努めました（熊本県弁護士会HPで閲覧できます）。

②無料電話相談を、災害対策本部立上げ後、最初の週末である7月11日（土）、12日（日）に開始し、その後は、平日の午後0時から午後2時まで実施しています。電話相談番号は0120-254-994（フリーダイヤルは12月25日まで）及び096-312-3252です。電話相談は令和3年3月末まで実施の予定です。

③面談相談は、県下に8か所ある法律相談センター（予約電話番号096-325-0009、予約受付時間平日午前9時から午後5時まで）において、豪雨災害に関する無料相談を行っています。出張相談は、8月6日に水俣市及び錦町で開始し、その後、八代市、和水町、荒尾市、人吉市、坂本町、芦北町、球磨村、あさぎり町でも順次実施しました。被害の大きかった人吉市、坂本町、球磨村では定期的に出張相談を行っています。

④被災ローン減免制度は、自然災害の影響で住宅ローンや事業性ローン等の返済ができなくなり、一定の要件を満たす場合に、ローンの免除や減額を申し出ることができる制度です。いわゆるブラックリストに載らず、一定の財産（最大500万円の現預金、被災者生活再建支援金等）を手元に残すことができ、原則として保証人への支払請求がされないなどのメリットがあります。この制度を利用したい方は、住宅ローン等を借りている金融機関（債権額の多い1社）から同意書を発行してもらった上で、熊本県弁護士会事務局（電話096-325-0913）までご連絡ください。

⑤弁護士会のADRは、弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」となって、当事者の言い分を聞き、場合によっては「あっせん案」を提示するなどして、当事者間での和解による解決を援助する手続です。災害ADRでは、申立手数料を無料としており、成立手数料も事情によって減額を認める場合があります。利用をご希望の方は熊本県弁護士会紛争解決センター（電話096-325-0913）までご連絡ください。

⑥人吉新聞では、9月8日から被災者のためのQ&Aの掲載を開始し、全24回の予定で被災者に知りたい情報を発信しています。弁護士に相談するのは敷居が高いという声を耳にしますが、気軽になんでも相談してください。この紙面を手にして、「こんなことを弁護士に相談していいのだろうか」と思われる被災の方、ひとりで悩まれる前に弁護士会の相談窓口をご利用ください。

memo
一口メモ

あおり運転が厳罰化されました

弁護士 村山 雅則

あおり運転が社会問題となつたことなどがきっかけとなり、車を運転する際に、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキをかけたり、車間距離をつめすぎたり、急に進路変更したりするなどの妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設され、令和2年6月30日から、罰せられることとなりました。具体的には、①あおり運転をした場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、②あおり運転をして著しい交通の危険を生じさせた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事罰を科せられることとなりました。さらに、あおり運転をして人を死傷させた場合は、危険運転致死傷罪などにあたるとして、さらに重い刑事罰を科せられることもあり得ます。

また、あおり運転をした場合は運転免許取消し（①の場合は欠格期間2年、②の場合は欠格期間3年）などの行政罰も科せられることとなりました。

昔から、車を運転する際は、思いやり・ゆずり合いの安全運転を心がけましょうといわれてきましたが、あおり運転が厳罰化された今日においては、さらに、「怒らない イライラしない あおらない」との心がけも大切なようです。



新型コロナウイルス感染症による消費者問題

弁護士 野上 昂太郎

1 施設の閉鎖・休業、予約キャンセルによるトラブル

新型コロナウイルスの影響で、通っていたスポーツジムや学習塾が閉鎖・休業したため、既に支払われている会費・月謝の扱いについてトラブルになっているとのケースや、旅行や結婚式場の予約をしていたものの、予約をキャンセルせざるを得なくなつたことから、宿泊施設や結婚式場からキャンセル料の請求を受けたとのケースが報告されています。

このような場合は、原則として、当初の取り決めがいかなるものであったかを契約書、約款、規約等で確認し、その内容に従い、進めていくことになります。

ただし、契約書や規約において、既払料金の返金は行わないとの記載や、キャンセル料についての記載があったとしても、消費者契約法上、その定めが無効とされる場合もあります。

したがって、このようなトラブルに巻き込まれた場合は、契約時に作成された契約書・約款等の資料をもとに、弁護士のアドバイスを受けられることをお勧めします。

2 収入の減少による借金問題

(1) 借入れへの対応

新型コロナウイルスによる経済活動の停滞により、収入が減少し、金融機関等からの借入額が増加しているという方が増えているようです。

通常の債務整理手続（自己破産・個人再生・任意整理等）に加え、これまで自然災害を対象としていた「債務整理ガイドライン」が、令和2年12月1日から新型コロナウイルスを原因とする借入れにも利用

できることになりました。新型コロナウイルスによる借金についても、弁護士に相談のうえ、それぞれの状況に応じた方針を検討していきましょう。

(2) 未登録貸金業者による被害

新型コロナウイルスの影響による収入の減少・生活費の不足に乗じて、将来支払われる給与を受け取る権利を業者に譲り渡して現金を受け取るという形で実質的な貸金業を行う「給与ファクタリング」や、暴力的な取り立ては行わないと謳う「ソフト闇金」の広告がインターネットを中心に増加しています。

こういった業者との取引は、利息制限法上の制限を超える割合の利息を払うことになっているケースが多数です。そのため、利用することでかえって生活が苦しくなってしまいます。一時的な生活費の補填のためにこのような業者を利用しないようにしましょう。

仮にこのような業者から借り入れをしてしまい、業者から返済を求められているという状況であっても、法的には返済の必要がない場合もありますので、弁護士に相談したうえで対応していきましょう。

3 給付金等に関する詐欺

新型コロナウイルスに関連する各種給付金や補助金が得られるとの話を持ちかけられ、手数料など名目で金銭をだまし取られたとの被害の報告がなされています。

行政機関が給付金等を支給するにあたり、手数料などを請求することはありません。給付金を請求する場合は、給付元の窓口に直接相談しながら進めいくようにしましょう。

memo

一口メモ

婚姻費用・養育費の新算定表について

弁護士 阿部 広美

別居中の夫（妻）に生活費を支払って欲しい、離婚した元夫（元妻）に養育費を請求したいけど、どれくらいもらえるのだろう？そんな疑問を感じている方は多いと思います。

婚姻費用（婚姻中の生活費）や養育費（離婚後に子の養育にかかる費用）の金額は、原則として当事者双方の収入をもとに、裁判所が利用する標準算定方式・算定表に基づいて決められます。

令和元年12月23日に、従来使用していた標準算定方式・算定表を見直した新しい標準算定方式・算定表（令和元年版）が発表され、多くの場合でこれまでより婚姻費用・養育費の金額が増額されました。

しかし、例えば、住宅ローンを相手が支払中の家に住んでいる、子どもが私立高校に通っている、子どもに持病があるなどの医療費がかかるといった場合など、標準算定方式・算定表から一歩ずすんだ考慮が必要なこともあります。

婚姻費用や養育費について、当事者だけで決まらない場合には家庭裁判所に調停を申し立てことになりますが、弁護士のアドバイスを受けることで、おおよその婚姻費用・養育費の金額を予測できますので、安心して調停に臨むことができ、満足できる解決にもつながります。



最近の注意すべき投資勧誘問題

弁護士 原 彰宏

「未公開株」や「社債」のほか、「外国の通貨」「事業への投資話」など、詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが高齢者を中心に依然として多く発生しています。

また、最近では、例えば、無登録の海外事業者による詐欺的な投資勧誘のほか、若年者に対する詐欺的な投資勧誘、仮想通貨に関する詐欺的な投資勧誘によるトラブルも目立ってきています。

以下では、詐欺的な投資勧誘を見分ける際のポイントなどを解説します。

1 未公開株や私募債（少数の投資家に債券発行をするもの）の取引について

未公開株について、「これから上場することが確実なので必ず儲かります！」、や「社債を買ってくれば後で高く買い取ります。」などと勧誘を受けることがあります。一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、まず考えられません。こうした取引の勧誘を行うことは法律違反の可能性があり、こうした取引には関わらないことを強くお勧めします。

2 「ファンド（組合など）」の取引について

組合などのスキームを利用した投資を勧誘されることがあります。法律（金融商品取引法）上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られ、これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反となります。



ネットにおける人権侵害への対応

弁護士 吉野 雄介

インターネットは私たちの生活に多大な利便性を提供していますが、それと同時に、インターネット上の権利侵害という問題が生じています。公開されたウェブページでの誹謗中傷がその代表例ですが、そのほかにも多種多様な被害があります。しかし、残念ながら、現在の法律では、弁護士が解決を手助けできるのは、ごく一部に限られているのが現状です。

例えば、誹謗中傷がウェブページに記載されているとしても、同姓同名の他人に対する攻撃である可能性を否定できない場合は、対応は難しくなります。また、いわゆる「ハンドルネーム」について中傷された場合も、「そのハンドルネームを使用しているのは実在するこの人である」ということが明らかでないと、対応は難しいでしょう（「同定可能性」の問題）。

「同定可能性」について問題がなくとも、それで直ちに法的な対応が可能になるわけではありません。例えば、何らかの否定的評価が書き込まれた場合、本人にとっては腹立たしくとも、法的には社会的相当性を逸脱しない「意見・論評」と判断されるケースも多いと思われます。

このように、全ての被害に対応することは困難ですが、民事上の手続が可能なケースであれば、削除請求（差止請求）や投稿者特定（発信者情報開示請求）といった対応が可能となります。これらの手続にも専門的な知識が必要になりますので、お困りの場合は、まずは弁護士へご相談ください。

金融庁のホームページ(<http://www.fsa.go.jp>)では、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

3 登録業者であっても安心できるとは限らない

金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、その信用力が保証されているものではありません。「元本が保証される」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは法律で禁じられており、もともと、このような説明をする業者自身、怪しいと思われた方が無難です。

4 不審に思ったときは

少しでも怪しいと思ったら、その場で契約をせず、契約を見合わせることを強くお勧めします。国民生活センターや金融庁は悪質な投資勧誘などについて随時情報提供を行っており、これらの情報も参考になります。

5 万が一、被害にあってしまったら

万が一、被害に遭ってしまった場合、最寄りの警察や、消費生活相談窓口に早急にご相談ください。誰もがアクセスしやすい相談窓口として、「消費者ホットライン（局番なしの「188（いやや）」）にダイヤルすれば日本全国のお近くの消費生活相談窓口を案内してもらえます。

また、他の業者が「被害を回復してあげます。その代わり、別の商品（株式・社債）を買ってください。」と持ち掛けてくることがあります。二次被害となる可能性が高いので、絶対に手を出されないようにお願いします。



少年法改正問題



弁護士 吉田 孝充

1 少年法とは

少年法は、第1条において、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と規定されています。

また第2条において、少年法の対象者は「20歳未満」と規定されています。

この少年法の趣旨は、20歳未満の少年は十分成熟しておらず、環境調整などにより立ち直りを図ることが可能であることから、刑罰を与えて処罰するのではなく、その少年が将来犯罪や非行を行わないように、更正とそのための環境調整を図ることにあります。

2 現在の少年事件の状況

この少年法が昭和24年1月1日に施行されて70年以上が経過しましたが、適切に機能しているのか疑問に思われる方もいるかもしれません。また少年による犯罪が報道されることにより、少年犯罪が凶悪化したとの印象を持たれている方もいるかもしれません。

しかし、実際には少年事件の件数は一貫して令和元年まで16年連続で減少している状況です。

この要因については様々なことが考えられるかと思いますが、少年事件の件数が減少している状況を踏まえれば、少なくとも現在の少年法は適切に機能しており、少年の更生に寄与しているものと考えられます。

3 少年法改正の具体的な内容、問題点

このような中、現在少年法を改正する議論がなされています。

これは民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられることから、民法の規定と合わせるため、少年法の対象年齢に関しても18歳未満に引き下げるべきではないかと議論になったことがきっかけでした。

長期間に及ぶ議論の末、最大の問題となっていた少年法適用年齢の引き下げ問題に関しては、今回の改正では見送られる方針となり、20歳未満の少年を対象とする点は維持される見込みとなりました。

しかし、令和2年10月29日に法制審議会が法務大臣に答申した要綱には、少年の権利に関わる重要な問題について、改正を求める意見となっております。

主な内容として、①18・19歳の犯罪に関しては、成人と同様の刑事手続をとる原則逆送事件の対象を拡大すること、②18・19歳の少年が起こした犯罪に関して、起訴された場合には、成人と同様に実名や顔写真を公表することができるとの答申が出されている状況です。

特に実名や顔写真を公表することに関しては、少年の権利に関わる重大な問題であり、少年の更生を阻害する要因にもなり得る点で、非常に問題であると考えます。

まだ国会に法案が提出されている状況ではありませんが、令和3年の国会には提出される見込みとの報道がなされております。

今回検討されている改正案は少年の権利にも関わる重大な問題であることから、私達としては今後も議論を深め、情報発信していくかなければならないと考えています。

memo

一口メモ

体罰禁止

弁護士 村田 晃一

児童福祉法等の改正により、親の子どもに対する「体罰」が明確に禁止されました。民法が定める「懲戒権」は、体罰を認める根拠にはできません。体罰は、どんな理由があっても暴力であり虐待です。

したがって、「しつけ」を理由に体罰を加えることは許されず、「しつけには厳しさも必要、多少の体罰は効果的だ」とか「たたかれたことで目が覚める」などの考えは通用しません。体罰によるしつけを受けた子は、「理由のある暴力ならすべて許される」という間違った考えを抱いてしまうかもしれません。

また、「体罰」とは、たたいたりすることだけではありません。長時間正座させたり、罰として食事を与えないことなども体罰ですし、「お前なんか生まれてこなければよかった」とか「お兄ちゃんに比べてお前は…」などの暴言も禁止されます。

他方で、子のしつけは親の義務もあります。親は、子の非行や過ちを正し、教え導いてあげなければなりません。つまり、親には、「体罰によらないしつけ」が求められているのです。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 大岸 裕介

法律相談のご予約は <096-325-0009> 電話受付時間：月～金 9:00～17:00

インターネットでは24時間予約受付中

1 トラブル解決は熊本県弁護士会法律相談センター

トラブルに巻き込まれていること自体は分かっていて、だれかに相談したいのに、どこに相談したらいいのか、分からぬことがあります。

熊本県弁護士会では、弁護士に相談したい方のために、熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町）のほか、山鹿・菊池センター、荒尾・玉名センター、阿蘇センター、県南・八代センター、天草センター、人吉・球磨センター、益城センターの県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っています。

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、交代制で相談担当を引き受けしておりますので、安心してご利用いただけます。ご相談料は、1回30分5,000円（税別）です。ただし、法テラスと同様に、一定の要件（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）を満たされる方は、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

ご近所とのトラブルといった身の回りのことから、借金の相談、労働問題、交通事故、相続問題、会社経営に関する相談等、おひとりで悩まず、まずは法律相談センターにご相談ください。

2 多重債務、交通事故、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、代理人なしで訴訟等の当事者になってしまった方

多重債務及び交通事故でお困りの方のご相談は無料で行っております。

また、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、代理人なしで訴訟等の当事者になってしまった方のご相談は、初回のみとなりますが、こちらも無料の相談を

行っております。

詳しくは法律相談センター（096-325-0009）までお問い合わせください。

3 災害や新型コロナウイルスに関連するご相談

熊本県弁護士会では、令和2年7月豪雨に関しまして被災者支援のための情報発信などに取り組むとともに、法律相談センターにおきまして無料法律相談を実施しております。

平成28年熊本地震、新型コロナウイルス関連のご相談につきましても、無料でご利用いただけます。

例えば、お隣の土地から土砂や木が自分の土地に流れてきて困っている、被災して住宅ローン、事業ローン消費者ローンの支払いに困っているなど、どの様なご相談にも対応いたします。

また、これらの災害等の相談情報は、熊本県弁護士会のホームページ（<http://www.kumaben.or.jp>）にてご確認いただけ、随時更新しておりますのでこちらも是非ご利用ください。

4 法律相談のご予約はインターネットで24時間受付

法的トラブルでお悩みの方は、予約制となっておりますので法律相談センター（096-325-0009）へご連絡ください。専門のスタッフが親切・丁寧に対応いたします。

受付時間は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとさせていただいております。

インターネットでは、24時間いつでもご予約いただけますので是非、熊本県弁護士会のホームページ（<http://www.kumaben.or.jp>）をご確認ください。

memo
一口メモ

パワハラ防止法の対応

弁護士 久保田紗和

令和2年6月1日から、パワハラ防止法（労働施策総合推進法）が施行されました。中小企業は令和4年4月1日からの適用となります。これによってパワハラ防止措置が事業主の義務となります。職場におけるパワハラ

とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③社内方針の明確化とその周知・啓発、相談に適切に対応するための体制の整備、パワハラが発生した場合の迅速かつ適切な対応の措置を講ずる必要があります。また上記の措置を行う際には、併せて相談者や行為者のプライバシーの保護、相談等を理由として不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する措置も講じる必要があります。事業主がパワハラ防止法に違反した場合、厚生労働大臣の助言・指導・勧告の対象となり、勧告に従わない企業名の公表の可能性もあるため、企業責任の観点からも、パワハラ防止法への対応は大変重要なものです。相談窓口の設置、就業規則の整備、研修会の実施、行為者への対処の検討等、様々な対応が必要となります。適切な対応をとるためにも一度弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。また、近年パワハラに関する問題は増加しているため、ご自身の権利を守るためにも、労働者の方々は、自分が働く職場におけるパワハラ防止措置がどのように整備されているのかについてきちんと確認されることが必要です。



人吉市長 松岡 隼人

令和2年7月豪雨は、人吉市においてもこれまでに経験したことがない未曾有の被害をもたらしました。水の引いた後の市街地の惨状を見て、あまりの変わりように言葉を失ったことを今でも繰り返し思い出します。

熊本県弁護士会におかれましては、発災直後から被災者の生活再建支援のため無料法律相談会を開催していただいており、大変お世話になっております。これまでご支援をいただきました全ての皆様に衷心より感謝を申し上げます。

当市では現在、「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を復興ビジョンとし、復興計画の策定を進めています。今後ともご支援・ご協力を賜りますとともに、皆様方の一層のご活躍をご祈念申し上げます。



セブンフーズ株式会社
代表取締役社長

前田 佳良子

私たちは、菊池と阿蘇で養豚と野菜を生産する農業法人です。熊本農業においては、全国で活躍する農業法人が多数あり、後継者育成も全国トップクラスで、ますます成長が期待できる業界です。近年、生産者が全国のお客様に直接農産物を販売する「BtoC」のスタイルが広がっており、それに伴い多様な課題が増えてくると想定されます。今後、弁護士会と農業界がもっと身近な関係になることが必要ではないかと感じています。

さて、熊本県弁護士会とは30年前に縁がありまして、様々な危機から会社を守って頂きました。お陰様で出会った当時の20倍にまで事業が拡大し、会社も3つに増え、約100名の社員が働いています。健全な事業継続のために、熊本県弁護士会には、これからも良きアドバイスを頂きたいと願っています。

ちょっと一息



熊本大学法学部長
鈴木 桂樹

本学の大学院法曹養成研究科が平成30年度末をもって廃止となり、熊本地域における法曹養成ニーズにいかに応えるかが、学部教育の大きな課題となりました。その具体策として、令和2年度よりスタートしたのが、いわゆる「法曹コース」。4つの法科大学院（早稲田大学、中央大学、神戸大学、九州大学）と法曹養成連携協定を結び、早期卒業制度も組み込んで、最短で「学部3年+法科大学院2年」の計5年で司法試験受験資格を得ることが可能となります。弁護士会にはこれまで多大なご協力を仰いできましたが、法曹志望の高校生や大学生の期待に応えるべく、今後ともお力添えいただきたくお願いする次第です。



TKUテレビ熊本アナウンサー
尾谷 いずみ

月曜から金曜の夕方に生放送しているニュース番組「TKU LiveNews」を担当しています。

スタジオでキャスターとして視聴者の皆さんにお伝えする上で私が最も大切にしているのは日々の取材活動です。私は報道記者の一人もあります。

今年7月の豪雨では、あまり知られていないかもしれませんのが天草市の一部でも大きな被害が出ました。牛深で出会った被災者の方がおっしゃった一言は忘れられません。「この惨状、伝えてください！」

近くの川が氾濫し自宅などに土石流が押し寄せる被害を受けた高齢の女性が私におっしゃった言葉です。コロナ禍で取材活動もこれまでどおりにはいかないこともありますが、現場に行かなければわからないことがあると、あらためて実感しました。生の声を聞くこと。これからも大切にしたいと思っています。



会長挨拶

熊本県弁護士会会長
鹿瀬島 正剛

当会の会長に就任してから、あっという間の6か月でした。会長就任直後の4月16日、全国に「緊急事態宣言」が発令され、経済活動・市民生活活動の殆ど全てが止まるという事態となりました。緊急事態宣言は5月14日に解除されたものの、新型コロナウイルス感染症のまん延は収まらず、市民全員が先の見えない不安と恐怖の中で息を殺すような毎日を送っていました。

そのような状況の中、令和2年7月4日、球磨川流域で豪雨災害が発生しました。熊本地震・コロナ禍・豪雨災害というまさに「三重苦」の災害となりました。

被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

当会は、被災直後すぐに被災者支援活動を開始しました。7月7日に被災者に必要な支援情報をまとめた「くま弁ニュース」を発行し被災地へ配布することを皮切りに、7月11日から「無料電話相談ダイヤル」を設置（現在も続けています。）、8月6日から被災地での「無料出張相談」を行っています。特に被害が大きかった4地域（人吉市・球磨村・坂本町・芦北町）については、継続的な支援が必要ですので、定期相談会の実施を行うこととしています。

これから、避難所で生活されていた被災者が仮設住宅等へ順次入居を開始する段階となります。被災者は、元の土地に戻るのか戻らないのか、自宅を建て直す（修繕する）べきか否か、立て直す（修繕する）として、その費用をどうやって工面するのか等々生活再建に向けた具体的な悩みを抱えることになります。

当会は、被災者一人ひとりに寄り添う支援活動をこれからも続けていきます。悩みをひとりで抱え込まず、弁護士に相談してください。県南地域の方々に愛読されている「人吉新聞」の「豪雨災害悩み相談所」というコーナーに、週2回、当会の弁護士が、被災者支援の情報を提供していますので、そちらも是非お読みください。

「必ず生活再建できます。弁護士を頼ってください!!」

編集後記

今年の世相を表す漢字一字が「密」に決まりました。新型コロナウイルスの影響で、昨年では想像もできなかつた新しい生活様式の実践が求められています。当然、新型コロナウイルスの影響は法律問題にも及んでおり、本号では、その中でも「新型コロナウイルス感染症による消費者問題」を取り上げました。今後も新たな法律問題が発生することが予想されますので、その際は当会の弁護士にご相談ください。

弁護士 園田 将吾

2020年11月 熊本県弁護士会 広報委員会

(委員長) 塩田直司
(副委員長) 平野誠司
(委員) 河口大輔

園田 将吾 高木百合香

熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本県中央区京町1-13-11
TEL 096-325-0913 (代) FAX 096-325-0914
096-325-0009 (法律相談センター)
090-3661-3133 (当番弁護士)

ホームページアドレス <http://www.kumaben.or.jp>

本誌に対する御意見・御感想をお寄せ下さい。

令和2年11月1日現在

●表紙イラスト説明●

長時間の線状降水帯によって令和2年7月、熊本県南部に甚大な被害が出ました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。復興状況はいかがでしょうか？お困りのこと等あれば一度弁護士に相談されてはどうですか？熊本県弁護士会も何度も現地で無料法律相談会を開催していますよ。

イラストレーター 坂本 浩一

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844
熊本県中央区水道町1-23 加地ビル3階
TEL 096-325-0009

